

瑞穂町告示第124号

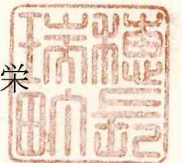
令和8年度督促状の公示送達について

このことについて、地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明のため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和8年5月27日

瑞穂町長

山崎 栄



記

1 送達すべき書類

令和7年度町民税・都民税・森林環境税4期	督促状
令和7年度町民税・都民税・森林環境税随期	督促状
令和7年度町民税・都民税・森林環境税2月分	督促状
令和7年度国民健康保険税8期	督促状

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり